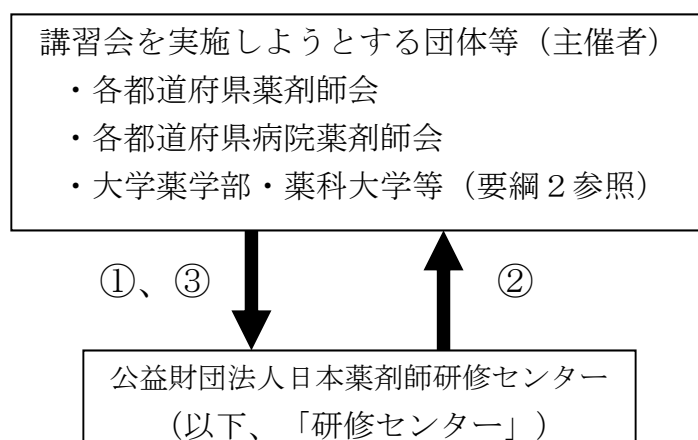


## 認定実務実習指導薬剤師養成講習会開催手続き

「認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱」（以下、「要綱」）に定める講習会を開催する場合、以下の手続きを行うこととする。



### ①共催申請を行う。

- 1) 共催申請料\*を下記口座に振込む（振込み手数料は申請者負担）

**みずほ銀行 虎ノ門支店 普通 2648421**

**\*共催申請料：1講座につき1,234円（本体1,143円＋税91円）**

- 2) 開催日の3週間前までにプログラムを添付した「認定実務実習指導薬剤師養成講習会共催申請書」（認定実務様式4）を提出。裏面に上記1）の明細写しを貼付のこと。また、下記②を送付するための返信用封筒（返信先住所を記載し、相応の切手を貼付のこと）を同封のこと。

### ②研修センターから主催者に以下のものを送付

- 1) 共催承諾書（認定実務様式5）
- 2) 終了報告書様式（認定実務様式6）

**\*配布資料、受講証（認定実務様式7）、成果報告書用紙見本については、各都道府県薬剤師研修協議会宛電子媒体でお送りしています。主催者で準備して下さい。**

**\*計画に変更が生じた場合は「認定実務実習指導薬剤師養成講習会変更共催申請書」（認定実務様式4）にて速やかに研修センターに手続きを行って下さい。**

### ③講習会終了後、2週間以内に「認定実務実習指導薬剤師養成講習会終了報告書」（認定実務様式6）を研修センターに提出

### 備考

- ・必ず公開にて開催すること。
- ・成果報告書は講習会終了後すぐに提出、その場で受講証と引き換えること。但し、講座力（更新講習）については、成果報告書は不要。
- ・受講者が記載した成果報告書については主催者にて保管のこと。
- ・平成21年度まで交付した研修認定薬剤師制度の受講単位は交付しない。